

意見の概要及び回答

No.	意見の概要	町の考え方
1	【防災対策】 「斑鳩町地域防災計画」の見直しを国・県の防災基本計画の改定時に実施すると記載されている。一方で、「斑鳩町地域防災計画」には、町防災会議が災害対策基本法第 42 条に基づき、毎年検討を行い必要に応じて修正する旨が定められている。後期基本計画（案）は、国・県計画の見直し時のみ町計画を見直すとも読み取れるため、毎年検討する旨を追記していただきたい。	ご指摘のとおり、「斑鳩町地域防災計画」においては、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条に基づき、毎年検討を加え、必要があると認める場合は修正する旨を規定しております。 ご意見をふまえ、地域防災計画との整合性を図り、後期基本計画に追加します。
2	【防災対策】 基本施策 1. 災害に強いまちづくり、1. 災害に対する町の安全性の確保①には、民間企業・ボランティア団体等との支援連携協定を拡充し、大規模災害への備えと被災後の受援体制の整備を掲げている。 前期基本計画でも、防災協定の締結や物資・人的支援のネットワーク化、広域支援やボランティア受入れを含む効率的な受援体制整備が示されていた。しかし、前期実施計画の進捗管理においては、受援体制整備の具体的展開が見られないことから、後期基本計画の実施計画には、受援体制整備について展開いただきたい。また、町社会福祉協議会が災害時のボランティアセンター運営主体と考えられるため、受入体制の整備には、町社会福祉協議会の参画も検討し、実施計画に組み込んでいただきたい。	ご指摘の受援体制の整備については、総合計画前期実施計画進捗管理調書には、個別の取組みとしては明記していないところですが、斑鳩町地域防災計画においては、「災害発生時にボランティア活動を行うおうとするボランティアの受入れ・活動の調整を行う窓口の運営について、平常時から町社会福祉協議会と連絡調整を行う。」旨を定めています。 今後も引き続き、受援体制の整備として、担当課を通じて町社会福祉協議会との連絡調整を適宜進めてまいります。

No.	意見の概要	町の考え方
3	【地籍調査】 地籍調査の意義を強く認識し、町として強力に推進する施策を明示すべき。本町の地籍調査進捗率は国交省公表データで約 1%にとどまり、全国平均（52%）、奈良県平均（12%）と比べて著しく低い水準にある。 過去に一部地域で実施されたが、継続性がなく落胆している。後期基本計画における災害復旧の観点からの言及は評価するが、地籍調査は相続、農地利用、公共事業、土地売買、まちづくり等、幅広い政策分野に密接に関係するため、年度ごとの実施計画を作成し、推進を明記していただきたい。世代交代で境界認識が失われる前に、早急な取り組みが必要である。	地籍調査については、土地の境界や地番・地積の明確化を図り、今後の行政活動や経済活動の基盤となる重要な調査であると認識しています。 また、後期基本計画の策定後に作成する実施計画において、地籍調査に関する取組みを位置づける場合には、いただいたご意見を事業担当課と共有し、地域の特性を踏まえながら、各種事業の推進につなげてまいります。